

## 物品製造（印刷製本）請負契約約款

豊島区を甲、請負者を乙として、次により請負契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図面に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物品の製造請負契約又は印刷製本請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の物品（印刷物の制作を含む。以下同じ。）を納入期限内に納入し、甲は、その契約代金を支払うものとする。
  - 3 納入を完了するための一切の手段については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
  - 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
  - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
  - 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（内訳書及び工程表の提出）

- 第2条 乙は、この契約書を提出する際、仕様書等に基づいて、種別、数量、単位等必要な事項を記載した内訳書（以下「内訳書」という。）及び仕様書等に基づいて作成した工程表を、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときは、この限りではない。
- 2 内訳書は、第32条（概算数量契約）に規定する「契約書記載の単位」に代えて当該契約の一部とする場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。
  - 3 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（契物 印製 2024-10-01）

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第4条 乙は、物品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の納入時に甲に無償で譲渡するものとする。ただし、乙がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、乙に留保するものとし、この著作物を改変、翻訳又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に乙が当該権利の一部を甲に無償で譲渡することにより、甲乙の共有とするものとする。

2 甲は、物品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該物品の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該物品が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 乙は、物品が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。

また、甲は、物品が著作物に該当しない場合には、当該物品の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

4 乙は、物品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該物品を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該物品の内容を公表することができる。

5 乙は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は甲乙協議して定める。

6 甲は、乙が物品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 乙は、次条で認める範囲内において物品を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第5条 乙は、物品の製造の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(受任者又は下請負人の通知等)

第5条の2 乙は、請負の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容その他甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 乙は、入札参加停止措置及び入札参加除外措置を受けている者並びに第27条の3第1項各号に該当する者を受任者又は下請人としてはならない。

3 乙が入札参加除外措置を受けた者又は第27条の3第1項各号に該当する者を受任者又は下請人としていた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。

4 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

(特許権等の使用)

第6条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

第7条 乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、甲に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して、定めるものとする。

(履行の報告)

第8条 乙は、仕様書等に定めるところにより、契約の履行について、甲に報告しなければならない。

(材料の品質)

第9条 乙は、仕様書等に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを

使用しなければならない。

- 2 乙は、仕様書等に甲の検査を受けて使用すべきものと明示された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第10条 甲から乙に支給する原稿その他業務に必要な材料及び貸与品（以下「支給材料等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等の定めるところによる。

- 2 甲は、支給材料等を、乙の立会いの上、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料等の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。ただし、甲が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- 4 乙は、支給材料等を善良なる管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、物品の製造の完成、仕様書等の変更、又は契約解除等によって不要となった支給材料等を、仕様書等に定めるところにより、甲に返還しなければならない。
- 6 乙は、故意又は過失により支給材料等が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(契約代金を含むもの)

第11条 契約代金は、こん包、運送及びすえつけに要する費用を含むものとする。

(仕様書等の疑義)

第12条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、遅滞なく、甲に通知し、その監督を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により仕様書等の修正を求められたときは、直ちに仕様書等の疑義を調査しなければならない。
- 3 甲は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、第15条の規定により仕様書等を変更し、契約書の内容を変更することができる。

(納入期限の延長)

(契物印製 2024-10-01)

第13条 乙は、天災地変その他正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、その理由を明示した書面により、甲に納入期限の延長を請求することができる。

2 甲は、前項の申請があったときは、その事実を審査し、正当な理由があると認められるときは、甲乙協議して納入期限の延長日数を定めるものとする。この場合、第15条の規定により契約書の内容を変更するものとする。

(契約の履行に係る乙の提案)

第14条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた、代替物品、代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、第15条の規定により、契約の内容を変更しなければならない。

(契約変更)

第15条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、契約代金額、納入期限その他の契約書の内容を変更することができる。

2 甲は、前項に定める場合を除くほか、必要があると認めるときは、納入期限、納入場所その他契約書の内容の変更を乙に通知して、契約書を変更することができる。

3 前2項の規定による契約書の内容の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内（契約代金の変更に係る協議にあつては、当該協議の開始の日から21日以内）に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約書に定める内容を変更し、乙に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から7日以内に甲が当該協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、当該協議の開始の日を定め、甲に通知することができる。

(1) 第1項の規定による契約書の内容の変更、同項の規定により仕様書等の変更の通知を受けた日

(2) 第2項の規定による契約書の内容の変更、同項の規定により契約書の内容の変更の通知を受けた日

(契 物 印 製 2024-10-01)

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第16条 特別な要因により納入期限までに主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約代金額の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別の事情により、納入期限までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を請求することができる。

3 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

4 前項に協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

ただし、甲が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、乙は、当該協議の開始日を定め、甲に通知することができる。

(中間検査)

第17条 乙は、物品の品質等に関し、甲が必要と認めるときは、引渡の前に甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の検査(以下「中間検査」という。)を実施する場合において、必要があると認めるときは、物品を分解し、破壊し、又は試験することができる。

3 乙は、中間検査に立ち会わなければならない。

4 乙は、正当な理由がなく中間検査に立ち会わなかった場合は、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。

5 中間検査の実施の期日及び場所は、甲乙協議して定める。

6 乙は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

7 中間検査に直接必要な費用(物品の破壊等による損失を含む。)は、乙の負担とする。ただし、甲に故意又は過失により、過分の費用を要した分については、この限りではない。

(納入)

第18条 乙は、物品を納入しようとするときは、完了届を持参し、物品を一括して甲に引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が必要があると認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、物品を分解して甲に引き渡すことができる。

3 乙は、いったん甲に引き渡した物品を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

(受領検査)

第19条 甲は、前条の規定により物品の引渡しを受けたときは、その日から起算して10日以内に検査するものとする。

2 乙は、甲から要求のあった場合には、前項の規定による検査（以下「受領検査」という。）の結果、不合格となった物品を遅滞なく納入場所から引き取らなければならない。

3 甲は、前項の要求にかかわらず、乙が物品を引き取らない場合は、当該物品の保管の責めを負わず、及び乙の費用をもって、当該物品を返送し、若しくは供託し、又は当該物品を売却してその代価を保管し、若しくは供託することができる。

4 受領検査については、第17条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

(再検査)

第20条 乙は、受領検査の結果、物品が不合格となった場合は、当該物品について数量の追加、異状品の修補又は代品による補充を行い、甲の再検査を受けなければならない。

2 前項の検査については、前条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第21条 物品の所有権は、甲が受領検査の結果、当該物品を合格と認めたときをもって甲に移転するものとする。

(所有権移転前の物品に対する損害の負担)

第22条 所有権移転前に生じた一切の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものは、この限りでない。

(値引き受領)

第23条 甲は、受領検査において不合格となった物品のうち、仕様書等との相違が軽微で、かつ使用上支障のない物品を、受領検査に合格したものとみなして、契約代金から相当分を値引きして受領することができる。

2 前項の規定により物品を値引きして受領する場合には、第15条の規定により契約書を変更するものとする。

(契約代金の支払)

第24条 契約代金は、物品の全部について、受領検査に合格した後、乙の請求によって支払うものとする。

- 2 契約代金の支払期限は、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日とする。
- 3 前2項の規定は、甲が物品の分割納入を認め、当該分割分の契約代金相当額を支払うこととされている場合に準用する。
- 4 甲がその責めに帰すべき理由により第19条第1項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 5 甲は、約定期間内に契約代金を支払わないときは、乙に対して、遅延日数に応じ、支払金額につき政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

#### （契約不適合責任）

- 第25条 甲は、第19条に定める検査により納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）を確認したときは、別に定める場合を除き、その補修、引換え、補足その他の履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 乙は、前項の規定により追完したときは、その物品を納入場所において甲に納入するとともに、第18条第1項に定める完了届を甲に提出しなければならない。
  - 3 前項の規定により乙から完了届の提出があったときは、第17条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。
  - 4 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
  - 5 第1項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）又は前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは行うことができない。
  - 6 第1項に規定する場合において、甲は、追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求又は第27条に規定する契約の解除をすることができる。
  - 7 第1項から前項までに規定する追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除は、

物品の納入日から1年以内に行わなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

- 8 甲は、納入した物品に契約不適合があることを知ったときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、その旨を速やかに乙に通知しなければ、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその契約不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

#### (遅延違約金)

第26条 乙の責めに帰すべき理由により、納入期限(第18条第2項に基づき分割して納入を認めた物品においては当該分割納入物品に係る納入期限)までに物品を納入することができない場合においては、甲は、遅延違約金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、契約代金額(単価契約にあつては単価に納入すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下本条において同じ。)につき民法(明治29年法律第89号)第404条第2項に定める割合(年当たりの割合は閏年においても365日当たりの割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約代金相当額を、遅延違約金の算定にあたり、契約代金額から控除する。
- 3 前項の規定にかかわらず、分割して納入を認めた物品に係る遅延約金は、遅延日数に応じ、当該分割納入物品の契約代金相当額(第23条の規定に基づき値引きしたときは、値引き後の金額)につき民法(明治29年法律第89号)第404条第2項に定める割合(年当たりの割合は閏年においても365日当たりの割合とする。)で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、甲の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。
- 4 第1項の遅延違約金は損害賠償の予定又はその一部と解さない。

#### (甲の催告による解除権)

第27条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が納入期限内に契約を履行しないとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり監督員又は検査員に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

- (3) 第3条の規定に違反し、契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。
- (4) 正当な理由なく、第25条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない解除権)

第27条の2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が納入期限内に履行する見込みが明らかでないとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (4) 乙が、この契約に定める債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 第29条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- (6) 契約の目的や当事者の意思表示により、履行期限内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 契約の履行にあたり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、甲が前条の催告をしても目的を達するのに足りる履行がないとき。

(暴力団排除に係る契約解除等)

第27条の3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が豊島区暴力団排除条例（平成23年条例第26号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。
- (3) 役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。
- (4) 役員等がいかなる名義を持ってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号か

(契物印製 2024-10-01)

ら第5号までの規定のいずれかに該当する者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- 2 甲は、条例第7条第1項に規定する関連契約の当事者の役員等が暴力団関係者であると認められるときは、乙に対して、当該関連契約の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく前項の必要な措置を講ずることを拒否した場合は、乙を区の契約に関与させないことができる。
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(談合その他不正行為による解除)

第27条の4 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せずに直ちに契約を解除することができる。

- (1) 乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
- (2) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(協議解除)

第28条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第29条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第15条の契約の内容の変更により、契約代金額が3分の2以上増減したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき理由により、物品を納入できない状態が相当の期間にわたるとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によって物品の納入が不可能になったとき。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(違約金)

第30条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第27条、第27条の2、第27条の3又は第27条の4の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(賠償の予定)

第31条 乙は、この契約に関して、第27条の4第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第27条の4第1項第2号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合はこの限りでない。

(概算数量契約)

第32条 契約書記載の物品の数量が、概算数量として契約されている場合(以下本条において「概算数量契約」という。)において、第11条及び第23条中「契約代金」を「契約書記載の単価」に、第15条、第16条及び第29条中「契約代金額」を「概算数量と契約書記載の単価を乗じた金額に消費税相当額を加算した額」に、第26条中「契約代金額」を「単価に確定した数量を乗じた金額に消費税相当額を加算した額」と読み替えて、この規定を準用する。

2 乙は、当該概算数量契約において、変動する数量が契約書記載の数量よりも大幅に下回る事が明らかな場合、第12条の規定に基づいて、甲に通知し、指示を受けなければならない。

3 甲は、変動数量が契約書記載の数量よりも大幅に下回ると予測した場合において、その旨を乙に通知し、当該概算数量契約の内容について、甲乙協議して確認をしなければならない。

(相殺)

第33条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

(疑義の解決)

第34条 この契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第35条 乙は、甲の承諾を得た場合、この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約の効力)

第36条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に定める年月日より効力を有するものとする。

(補則)

第37条 この約款に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。